

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託 業務仕様書

1 業務名

本庄市高校生プロジェクト「七高祭」運営業務委託

2 目的

本市は、人口規模に対して高校の数が多いという特長を持っている。本業務は、このことを活かして、以下を目的として実施するものである。

- (1)本市に通う高校生が、他校や地域の人々との交流を通じて社会参画の経験や成功体験を持つことにより、まちに対する愛着を醸成し、将来の関係人口に繋げる。
- (2)次世代を担う高校生が地域について考え、まちに関わり続ける意思を育む取組として、本事業の過程や成果について市内外に広く発信し、持続的な発展性あるまちとしてPRする。
- (3)高校生と、市民や事業者、行政とが連携してまちの魅力創出に取り組むことにより、将来に向けたまちづくりに対する意識が地域全体において向上し、地域の賑わいが創出されることを目指す。

3 履行期間

契約締結日～令和9年3月5日まで

4 参加校

埼玉県立児玉高等学校・埼玉県立本庄高等学校・私立本庄第一高等学校・私立本庄東高等学校
私立早稲田大学本庄高等学院・埼玉県立本庄特別支援学校(高等部)
・上記6校については、以下「市内高等学校等」という。

5 事業内容

■ 事業の概略

本事業は、市内高等学校等から代表生徒が参加し、①高校生・地域・行政の連携による「地域連携プログラム」(以下「地域連携プログラム」という。)、②地元企業等と連携する「地域コラボ企画」(以下「地域コラボ企画」という。)、③合同文化祭の3つのプログラムを実施することで、2に示す目的の達成を目指すものである。

また、本業務の遂行にあたっては、高校生が参加するため、保護者及び学校の事前の了承を得た内容のみを実施することとする。

①地域連携プログラム

市が設定したテーマ(※別紙参照)に基づいて、高校生が地域や行政と連携したワークショップ(座学やディスカッション、研修)やフィールドワーク(地域での実地調査や体験)に参加しながら、本市が持つ地域の特性や魅力について知り、特性を活用する方法や魅力発信の手法を検討する。

また、これらの取組の成果を合同文化祭の場において、プレゼンテーションやイベント企画等を通じて発表する。成果発表までのワークショップやフィールドワークの構成、内容、進行等については、受注者が総合的にサポートを行う。

②地域コラボ企画

高校生が地元企業等と連携し、地元企業等とのオリジナル商品の開発や特産のPR等に取り組む。取組の成果については、①地域連携プログラムと同様に、合同文化祭にて発表する。成果発表までのワークショップやフィールドワークの構成、内容、進行等については、受注者が総合的にサポートを行う。

なお、テーマについては業務開始後に決定となるが、現段階で想定しているテーマは以下のとおり。

- ・ 本庄の祭りへの参加
- ・ オリジナル商品の開発
- ・ 地域おこし協力隊の隊員と連携した市の魅力発信

③合同文化祭

高校生が地域の魅力を発信するとともに、①地域連携プログラム及び②地域コラボ企画等の成果発表の場として、合同文化祭形式のイベントを実施する。イベントの企画や準備、当日の運営等は高校生が主体的に担い、市及び本業務の受注者が総合的にサポートを行う。

【イベント概要】

日時：令和9年2月14日(日) 10時～16時(予定)

会場：カミケンシルクドーム（本庄総合公園体育館） 埼玉県本庄市北堀433(予定)

※メインアリーナ／サブアリーナ／多目的室／会議室を9時～21時30分まで利用可能

※事前準備のため、前日2月13日(土)も同施設を同時間帯で利用可能

■ 参加者

市内高等学校等から本事業に参加する生徒(以下「参加高校生」という。)は、発注者が学校と調整の上、決定する。学年については、1年生及び2年生を主体とし、参加人数は70名程度が想定される。

本業務は、参加高校生と協働で進め、参加高校生の意見を尊重し反映させながら遂行すること。なお、取り組むテーマについては、高校生が選択するものとする。

6 業務内容

■ 地域連携プログラム及び地域コラボ企画

業務内容は、次の(1)から(7)とする。

(1)事業全体のコンサルティング

以下のようなプロセスを重視して事業を実施すること。

- I. 参加高校生が、地域の特性や魅力について正しく認識する。
- II. 地域特性の活用や魅力発信等の手法について、参加高校生が自ら探究する。
- III. IIで検討した手法について、地域での実地体験(フィールドワーク)を通じて再考察する。
- IV. I～IIIの認識→探究→実行→考察のプロセスで得られた成果等について発表(以下「取組成果発表」という。)する。

受注者は、上記のプロセスにおいて、ワークショップ等を通じて高校生のサポートを行うとともに、フィールドワークの構成や内容について高校生にアドバイスや研修を行うこと。フィールドワークの実施内容は、事業開始後に参加する高校生が主体となって検討することとし、受注者はその実現に向けて関係者との調整等サポートを行うこと。

また、業務の実施にあたり、必要に応じて講師を依頼してもよいが、講師に支払う謝礼や交通費等については、すべて委託料に含めること。

【留意事項】

- ① 参加高校生が取り組むテーマは、発注者が用意する。各テーマに関する発注者からの要望は別紙のとおりであるので、これを踏まえて業務を実施すること。なお、別紙に記載の各テーマの所管課については、以下「市所管課」という。
- ② 市所管課は、フィールドワークの内容検討や運営(ワークショップやフィールドワーク等を含む)に携わるものとする。
- ③ 受注者は、原則1名以上の担当者を各テーマに配置し、ワークショップでのグループワーク等を運営すること。また、フィールドワークにも原則、同行することとする。なお、担当者は契約期間中、同じ者を配置することが望ましい。
- ④ 以下の内容について、高校生向けの研修を1回以上設けること。
 - ・ 地域へのアプローチ方法(一般的な魅力発信やフレームワーク等)
 - ・ 別紙に示すテーマについての講義(必要に応じて、講師等は発注者が協力する)
 - ・ 取組成果発表の手法(プレゼンテーションや資料作成等)
- ⑤ フィールドワークに協力いただく市内事業者(市内の店舗や団体、企業等)との連絡調整の窓口については、発注者と受注者が協議の上で決定する。

- ⑥ 上記事業者に対する謝金等が発生する場合は、委託料に含めることとする。
- ⑦ 取組成果発表は合同文化祭の場で行うこととし、形式は参加高校生の意向に基づき任意とする。
(例)スライドを使用したプレゼンテーション、パネル展示、トークショー、イベント企画等
- ⑧ 保護者や学校関係者、市民をはじめとする七高祭に関心のある方に向けて、ワークショップやフィールドワークで実施している内容を発表する場として、中間報告会を実施すること。また、必要に応じて、周知のためのチラシやポスターを作成することとし、規格や数量は発注者が提案するものとする。なお、実施時期については、発注者と協議の上で決定することとし、かかる費用はすべて委託料に含めること。
- ⑨ 高校生が発表資料等を作成するためにパソコンが必要になる場合は、原則高校生が所有する端末を使用することを想定しているが、高校生が端末を用意できない場合には、発注者と協議の上で対応を検討すること。
- ⑩ 以下のことについては受注者が行うものとし、かかる費用はすべて委託料に含めること。なお、要否については、発注者と協議の上で決定すること。
- ・ 高校生がフィールドワークに参加する際の保険への加入
 - ・ ワークショップやフィールドワーク等において必要となる資料の印刷や食材の購入、バスの借上げ等の手配
- ⑪ 本事業は高校生を対象として実施するが、高校生だけでなく、本事業に携わる地域の人々（住民や事業者等）に対しても、高校生との活動を通じて、地域愛をより深めてもらうことを目指している。このことに配慮して業務を遂行すること。
- ⑫ フィールドワーク等の一環として他のイベントに参加することがあるが、受注者は担当者をイベントに同行させること。なお、同行する者は該当するテーマの担当者が望ましいが、参加が難しい場合はこの限りではない。また、参加するイベントにおいて費用がかかる場合については、発注者と協議の上で決定すること。
- ⑬ 本事業の実施にあたり、他の業務に影響のない範囲で参加高校生の送迎等の際に、市の職員が運転する場合には、公用車の利用を可能とし、市が所有するイス等の備品については、必要に応じて使用を可能とする。
- ⑭ 七高祭OB・OG（マチノブカツ参加者）や本庄市シティプロモーション事業に関わる者の参加を可能とする。なお、費用がかかる場合については、発注者と協議の上で決定すること。
- ⑮ その他ワークショップ等の運営にあたっては、発注者と協議の上、必要な対応・調整を行うこと。

（2）スケジュール・進捗管理

受注者は、プログラム全体のスケジュール管理や進捗管理を行うこと。また、行程表や進捗状況について、隨時発注者に報告すること。

(3)ワークショップ・フィールドワークの実施

ワークショップの日程については発注者が決定することとし、受注者は各ワークショップにおいて議事録を作成し、発注者に共有すること。フィールドワークの日程については、参加高校生や関係各所と日程及び内容の調整を行い、発注者と受注者との協議の上で決定する。なお、市内高等学校等の行事等のスケジュールについては、発注者が受注者に情報提供するものとする。

ワークショップやフィールドワーク、オンラインで集まって会議を行う際の会場については、原則として受注者が用意し、会場利用料は委託料に含めることとするが、発注者が事前に許可した場合においては、他の業務に影響のない範囲で本庄市役所本庁舎及び児玉総合支所庁舎、本庄ガスECOはにぽんプラザ等の公共施設の会議室等を利用することができるものとし、この際の利用料金は免除される。

なお、フィールドワークは原則として市内で実施することとするが、参加高校生のアイデア等、取り組む内容によっては、この限りではないものとする。

(4)参加高校生との連絡調整

参加高校生との日程調整や進捗状況の確認等の連絡は、原則受注者が行うこと。連絡手段は高校生が最も利用しやすいツールとしてLINEを想定しているが、受注者において利用が難しい場合は、発注者と協議の上で対応を検討すること。ただし、参加高校生への連絡を書面通知等の紙媒体のみとすることは不可とする。

本業務を円滑に進めるため、受注者は業務着手後、速やかに連絡手段を整えること。なお、連絡手段が整うまでは、参加高校生へ連絡は発注者が行うこととする。

本事業の実施にあたり、参加高校生のフォローのために、Zoom等のWeb会議システムの使用を可能とする。ただし、参加高校生によってはWeb会議システムを使用できない場合があるため、LINEや電話等の代替策も用意すること。なお、これらのWeb会議システムを参加高校生が使用する場合、その通信料は参加高校生側の個人負担となる。

(5)参加高校生のサポート

受注者は、ワークショップ等の運営にあたって、参加高校生の活動を終始サポートすること。学校や保護者への報告が必要であると考えられる場合には、発注者と協議した上で、市を通じて各所への報告等を行うこととする。

また、個人ごとの出席簿や議事録の作成及び共有により、欠席した参加高校生をフォローし、参加高校生が途中で離脱しないような措置を講じるほか、名札を用意し、参加高校生同士の円滑な交流を図ること。

(6)事業の広報

本庄市七高祭公式インスタグラム(@honjo_koukousei_pj)を活用し、ワークショップやフィールドワーク等の様子を配信すること。投稿は各ワークショップやフィールドワーク等の実施につき1回以上を目安とし、合同文化祭に関する投稿を含む定期的な更新に努めること。

写真撮影や編集作業、投稿文の作成を参加高校生に行わせることは可能であるが、投稿する前に、その内容について必ず市に承認を得ること。

事業の広報のためにチラシやポスター等の印刷物を作成する場合、かかる費用については委託料に含めること。なお、作成にかかる一切の業務は受注者が行うこととする。

また、受注者は、その他の効果的と思われるPR手法を発注者に提案することができ、発注者が認めた場合には、委託料の範囲内で実施することができる。

(7)アンケート調査・集計業務

次年度以降の事業の参考とするため、参加高校生を対象としたアンケートを以下のとおり実施し、集計及び報告を行うこと。設問や手法については、受注者が効果的と思われるものを提案し、発注者と協議の上で決定する。

【対象者】参加高校生

【実施回数】2回以上

【実施時期】事業開始時及び事業終了時は必須とする。

■ 合同文化祭

業務内容は、次の(1)から(5)とする。

(1)イベントの企画

以下を踏まえ、本事業の目的に沿った合同文化祭(以下「イベント」という。)を企画すること。

- ① 参加高校生とともに、イベントのテーマ(スローガン)を決定し、それに沿って企画すること。
- ② 「地域連携プログラム」及び「地域コラボ企画」の参加高校生の取組成果発表の場を設けること。
- ③ 市内高等学校等の部活動等の発表の場を設けること。なお、参加する部活動等の募集や調整、その他の連絡については発注者が行う。
- ④ イベントにおけるプログラムの企画や装飾等の検討は、受注者が参加高校生と行うこと。
- ⑤ 七高祭OB・OG(マチノブカツ)や本庄市シティプロモーションに関わる者の出店(展)を可能とする。
- ⑥ その他、出し物や販売等の出店(展)者については、原則受注者から出店(展)依頼又は募集等をし、発注者と協議の上で決定すること。なお、市及び市内高等学校等の関係者以外の者も出店(展)が可能であるが、市内に本社もしくは店舗・事業所等を有する者を必ず含めることとし、市内

事業者等の出店(展)を積極的に図ること。

(2)イベントの運営

以下を踏まえ、イベントを運営すること。

- ① 発注者と協議の上、イベントの実施スケジュール、運営マニュアル、実施体制、人員配置計画等を作成すること。

【参考】令和7年度の合同文化祭の実施スケジュール

・5月…参加希望の高校生に向けた事前説明会(平日放課後に1時間程度×2回)

・6月～翌年1月…参加高校生とのワークショップ 計8回

(月1回程度、平日の放課後に1時間30分程度実施)

※上記会議の他、任意による参加高校生とのミーティングや会場準備を実施

・1月中旬～下旬…ステージ発表団体と照明や音響に関する打合せ(1団体1時間程度)

・2月14日…会場準備及びリハーサル

・2月15日…イベント当日

※来場者数:令和6年度 約3,000人(ほんじょう市と同時開催)、令和5年度 約2,000人

- ② 設営等の事前準備から当日対応、終了後の片付けまでを、参加高校生と行うこと。
- ③ 参加高校生が、事前準備や当日対応、片付けを行うにあたり、必要となる保険に加入すること。なお、この際にかかる保険料等は委託料に含めるものとする。
- ④ イベントの実施にあたり、必要な機材等の調達・設営・撤去を行うこと。
- ⑤ イベント会場(駐車場含む)や会場付近における来場者や出演者等の安全管理のほか、設営物の安全な搬入出の対策を講じること。また、警備業法等の関係法令を遵守し、必要に応じてスタッフや警備員を配置する等の対応を取ること。なお、この際に生じる人件費等は委託料に含めるものとする。
- ⑥ 受注者は、市内高等学校等の部活動がイベントに参加する際に必要となる楽器等の運搬用車両(トラック)やステージ照明・音響等の手配、発表で使用する消耗品等の発注を行い、かかる費用については委託料に含めること。なお、金額等の詳細な内容については、発注者が学校と協議して決定することとする。
- ⑦ 食品衛生法や消防法をはじめ関係法令等を遵守し、保健所や消防署等に対し必要な届出又は申請を適切に行うこと。なお、当該届出等に要する費用は委託料に含めるものとする。
- ⑧ イベント終了後、当日に会場の清掃、ごみの収集・運搬を行うこと。イベントの実施に伴い、廃棄物が排出される場合は適正に処理すること。
- ⑨ イベント終了後、速やかに会場の原状回復を行うこと。
- ⑩ イベントの実施において、他の業務に影響のない範囲で、市が所有する展示パネルやテント等の

備品を貸与することは可能とする。

- ⑪ イベント当日は、市内にある本庄駅・本庄早稲田駅・児玉駅からイベント会場までのシャトルバスを運行することとし、かかる費用は委託料に含めること。なお、運行時間は午前9時から午後6時までを想定し、運行台数は2台とする。ダイヤ及び運行ルート等については、発注者と協議の上で決定すること。
- ⑫ その他イベントの運営にあたっては、発注者と協議の上、必要な対応・調整を行うこと。

(3)イベントの広報

- ① 本庄市七高祭公式インスタグラム(@honjo_koukousei_pj)を活用し、イベントの周知を図ること。投稿は、イベントを効果的に周知するため、イベント開催前の定期的な更新に努めること。
- ② イベントのテーマ(スローガン)をもとにしたロゴを作成し、発注者が指定するデータ形式で納品すること。デザインにあたっては、次の(ア)から(ウ)のいずれかの手法をとること。
 - (ア) 参加高校生にデザインさせる。この際、受注者は参加高校生のデザインに対し助言をすることができ、微調整程度の加工をすることができる。
 - (イ) 受注者がデザイン案を複数作成し、その中から参加高校生に決定させる。デザイン案の作成段階から、参加高校生の意見を反映させたい。
 - (ウ) デザインのコンセプト等について高校生がアイデア出しを行い、受注者がそれを集約して完成させる。
- ③ チラシ等の広報物の仕様は以下のとおりとし、発注者が指定する場所に納品すること。規格や数量は、発注者が認めた場合において委託料の範囲内で変更可能とする。なお、イベントの周知以外の目的で広報物を作成する場合、受注者が発注し、それにかかる費用は委託料に含めること。

【仕様】

広報物	規格	数量	納期
チラシ	A4コート紙90kg 両面フルカラー	8,000部	イベント実施2か月前まで
ポスター	B2マットコート紙110kg 片面フルカラー	200部	イベント実施2か月前まで
イベントパンフレット ※当日配布用	A3マットコート紙110kg 両面フルカラー(二つ折り)	3,000部	イベント実施2週間前まで

- ④ 受注者は、その他効果的と思われるPR手法を発注者に提案することができ、発注者が認めた場合には、委託料の範囲内で実施することができる。

(4)アンケート調査・集計業務

次年度以降の事業の参考とするため、合同文化祭への来場者等を対象としたアンケートを以下のとおり実施し、集計及び報告を行うこと。設問や手法については、受注者が効果的と思われるものを提案し、発注者と協議の上で決定する。

【対象者】合同文化祭来場者等

【実施回数】1回以上

【実施時期】合同文化祭当日は必須とする。

(5)参加高校生のサポート

受注者は、イベントの企画・運営にあたって、参加高校生の活動を終始サポートすること。学校や保護者への報告が必要であると考えられる場合には、発注者と協議した上で、市を通じて各所への報告等を行うこととする。

7 成果物

- (1) 本業務の実施により生じた成果物は、完成後速やかに発注者指定の場所に納品すること。
- (2) 成果物(既得されている著作権は除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、本市へ帰属するものとし、業務終了後も市が使用できるものとする。
- (3) 成果物に引用等を用いる場合は、著作権の侵害に注意した上、出典先等を明記すること。

8 業務実施報告及び完了検査

- (1) 全体業務完了の際、「委託業務完了通知書」及び「実績報告書(任意様式)」を作成するものとし、提出は書面(持参もしくは郵送)及び電子データ(メール送付)によること。
- (2) 業務完了後、発注者は上記(1)において提出のあった委託業務完了通知書に基づき完了検査を実施する。なお、完了検査は履行期間内に行う。

9 委託料の支払

- (1) 本業務にかかるすべての経費は委託金額に含まれるものとする。
- (2) 委託料については、受注者が7に定める委託業務完了通知書及び実績報告書を発注者に提出し、検査に合格したときは、委託料の請求ができるものとする。ただし、発注者と事前に協議し合意した上で一定の実績に応じた前払いや分割払い等を妨げるものではない。
- (3) 委託料の支払については、発注者が適切な請求を受理した日から30日以内に受注者へ支払うものとする。

10 その他の留意事項

- (1) 業務着手時に、業務全体のスケジュールを明記した業務計画書を提出すること。
- (2) 発注者と打ち合わせを行った際には、その内容を記録し提出すること(提出はメール送付)。
- (3) 受注者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けること。
- (4) 受注者は、本業務に関して知りえた秘密を他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。業務終了後、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (5) 受注者は、この契約による事務を処理するため市が保有する個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を守らねばならない。また、本委託業務を通じて取り扱う個人情報については、関係法令に基づき、適正に取り扱うものとする。
- (6) 受注者は、本業務を通じて知りえた個人情報について、本業務の外で使用してはならない。
- (7) 受注者は、本業務の契約の範囲外において、本業務の事業名を冠した企画や本業務と同一事業と誤認されるような企画等を実施してはならない。ただし、事前に発注者と協議し、発注者が認めた場合においてはこの限りではない。
- (8) 本事業を通して、将来の関係人口に繋げる施策となるよう、市内外の在住者が広く参加できる地域のコミュニティづくりのツール等の施策をターゲット層等も想定した上で、積極的に提案すること。
例…本庄市LINEオープンチャット等
- (9) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、対応すること。

■ 地域連携プログラムの各テーマに関する受注者への希望について(仕様書6 ■地域連携プログラム及び地域コラボ企画 1.(1)①関係)

1グループ10人程度×4つのテーマ＝合計40人、それぞれのグループは各学校間でシャッフルされたメンバーで構成することを想定。

各テーマのマッチング、グループ分けについてはそれぞれ事業開始後に行う。初回～第2回頃までのワークショップに、テーマのマッチングとグループ分けを組み込むこと。

(1)ねんりんピックのPR(高齢者福祉課)

<内容>

埼玉県で初めての開催となる「ねんりんピック」において、本庄市はゴルフ交流大会の開催地となっている。高齢者をはじめ、全ての方がスポーツや文化・芸術活動を通じて生きがいや希望をもって豊かに「人生100年時代」を生きられる社会づくりについて知識を深め、高校生のアイデアで、ねんりんピックのPRをしてもらいたい。

<フィールドワークの希望>

ねんりんピックのPRグッズ作成や、実際に大会運営に携わることにより、全国から大会に参加する方々と地域や世代を超えた交流を図る。

(2)こどもまんなかの発見(子育て支援課)

<内容>

こどもや若者、子育て当事者への支援を社会で後押しするため、実際の支援や取組について知り、課題を考え、住民の満足度を高めるアイデアを高校生に発見してもらいたい。

<フィールドワークの希望>

こども支援施策等を実施している地元団体や事業所の訪問を通じて、アイデアを考える。フィールドワークでの連携先としては、地元団体や事業所を想定している。

(3)マリーゴールドの丘公園の活用(都市計画課)

<内容>

秋に咲くマリーゴールドや冬に開催されるイルミネーション等で、全国的に知名度のあるマリーゴールドの丘公園について、さらなる活用方法を探るため、高校生のアイデアをもらいたい。

<フィールドワークの希望>

マリーゴールドの丘公園で行われているイベント等に参加し、マリーゴールドの丘公園の魅力について知るとともに、新たな活用方法や魅力の発信方法等を考える。

(4)図書館の利用促進(図書館)

<内容>

図書館利用者が年々増加している中、利用割合の低い中高生の図書館の利活用を促進するため、高校生のアイデアで図書館の魅力を発信してもらいたい。

<フィールドワークの希望>

県内の先進図書館等を視察し、高校生の目線で、図書館の魅力の効果的な発信方法や新たな活用方法についてアイデアを考える。